

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 阿木川・岩屋ダム船舶点検整備業務
- 2 履 行 場 所 岐阜県恵那市東野字山本地内 阿木川ダム
岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「その他(役務の提供)」の認定を受けており、かつ、営業品目「船舶修理・船検」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令 和 8 年 7 月 29 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質 問 書 令 和 8 年 7 月 22 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年7月30日12:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
なお、見積書の記載にあたっては、非課税対象額を明示してください。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

阿木川・岩屋ダム船舶点検整備業務

仕 様 書

令和8年7月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「阿木川・岩屋ダム船舶点検整備業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務の内容

2-1 履行場所

岐阜県恵那市東野字山本地内（阿木川ダム）

岐阜県下呂市金山町卯野原地内（岩屋ダム）

2-2 業務概要

本業務は、船舶（巡視船・作業船）の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため点検・整備を行うものである。

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検、整備、調整及び試運転までの一切とする。

設 備 名	整 備 内 容	数 量	備 考
巡視船「いいばま」	点検・整備、船舶検査代行	1 隻	阿木川ダム
作業船「あおの」	点検・整備	1 隻	〃
巡視船「ささゆり」	点検・整備	1 隻	岩屋ダム
作業船「いわや」	点検・整備、船舶検査代行	1 隻	〃

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和9年2月26日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含むものとする。

第4節 支給材料及び貸与品等

4-1 支給材料等

本業務において次のものを無償支給する。

- (1) 船舶の運転操作に必要な燃料
- (2) 業務に必要な低圧電力（ただし、引き渡し可能な場所に限る。）

4-2 引渡し場所及び貸与期間

(1) 引渡し場所

第1章第2節2-1に示す履行場所とする。

第5節 現場発生品

本業務の履行により生じる現場発生品は、受注者の責任と費用負担で適切に処分するものとする。

第6節 提出図書

提出図書の部数及び提出時期は以下によるものとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 点検業務報告書（写真を含む） | 1部（業務完了時） |
|--------------------|-----------|

第7節 異常発見時の対応

1. 履行期間中に異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、その対応について協議するものとする。
2. 不具合箇所のうち、点検結果等に基づき実施する調整・小規模な修理等は本業務に含まれる。ただし、相当の費用を要するものについては、対応について別途発注者と協議するものとする。
3. 履行期間中、点検作業時以外で業務対象設備の故障や不具合等が発生した場合、発注者からの協議により対応を要請することがある。この場合、設計変更の対象とする。

第8節 設計変更等

履行内容に変更が生じた場合は、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第9節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに業務を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第10節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

第11節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求及び業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、監督員等とも連絡を密にとり工程等の遅れの被害が生じた場合は、協議するものとする。

第12節 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 船舶の主要仕様

本業務対象船舶の主要仕様は、別紙ー1「船舶仕様一覧表」のとおりである。

第2節 点検・整備

2-1 全般

点検は、船舶の機能維持、安全性・信頼性及び機能回復を目的として行うものであり、船舶全体の機能を確認するものとする。

2-2 履行条件

- (1) 「いいばま」、「あおの」については、船舶係留場所の水上で、点検・整備を行うことを基本とする。なお、係船設備の船台への移動、係船設備の操作が必要な場合は、発注者が実施するものとし、事前に協議するものとする。
- (2) 「ささゆり」、「いわや」については、船舶係留場所の水上または参考図に示す柏谷作業場所で、点検・整備を行うものとする。なお、柏谷作業場所で作業を行う場合、船舶の移動は受注者において実施するものとする。
- (3) 油脂類の滴下など貯水池内の水質に影響を及ぼすことがないように十分注意して作業を行うものとする。
- (4) 点検・整備の実施時期は、発注者との協議によるものとするが、船舶検査代行の対象設備は、船舶検査前に実施のうえ検査を受検するものとする。

2-3 点検・整備

- (1) 点検・整備内容は、次のとおりとする。

名 称		点検・整備内容	数量
阿木川ダム	巡視船「いいばま」 (船外機 YAMAHA F90BETX)	船体、エンジン点検	1 式
		エンジンオイル取替	
		エンジンオイルフィルター取替	
		船外機ギヤオイル取替	
		各部グリス給油	
		プロペラ取替	
		右舷灯バルブ取替	
		試運転、調整	
	作業船「あおの」 (船外機 YAMAHA F80AETL)	船体、エンジン点検	1 式
		エンジンオイル取替	
		エンジンオイルフィルター取替	
		船外機ギヤオイル取替	
		各部グリス給油	
		試運転、調整	
岩屋ダム	巡視船「ささゆり」	船体、エンジン点検	

	(船外機 YAMAHA F50HETX)	エンジンオイル取替	1 式
		エンジンオイルフィルター取替	
		船外機ギヤオイル取替	
		各部グリス給油	
		ワイパーゴム取替	
		試運転、調整	
	作業船「いわや」 (船外機 YAMAHA F40FETL)	船体、エンジン点検	1 式
		エンジンオイル取替	
		エンジンオイルフィルター取替	
		船外機ギヤオイル取替	
		各部グリス給油	
		試運転、調整	

- (2) 点検は、別紙－２「点検チェックシート」のとおり行うものとする。
- (3) 点検・整備は船体及び船外機を安全な状態にしてから行うものとし、他部品等に損傷を与えないよう慎重に作業を進めるものとする。
- (4) 点検に必要な器具、部品及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 作業開始前及び終了後は、発注者に連絡するものとする。
- (6) エンジンオイル・フィルター等の取替にあたっては、水分や異物等が混入しないよう十分注意して作業を行うものとする。
- (7) ビルジの排水を行うものとし、排水時に使用したドレンプラグは、新品のＯリングやシールテープ等で水密を確実に行うものとする。
- (8) 点検により確認された不適合箇所のうち、調整または予備品取替等で簡易に行える補修等は、本業務に含むものとする。
- (9) 受注者は取替済み部品及びその他消耗部品を確認し、次回取替推奨部品について報告するものとする。

2－４ 部品取替等

以下に示す品質・規格等と同じ又は同等品以上のものに取り替えるものとする。

名 称	部 品 名	規 格	数 量
阿木川ダム 巡視船「いいばま」 (船外機 YAMAHA F90BET)	エンジンオイル	10W-30	5 L
	オイルフィルター	メーカー推奨	1 個
	船外機ギヤオイル	GL-4 Ⅱ 90	0.8L
	グリス	メーカー推奨	適量
	プロペラ	13-1/4×17-K	1 個
	右舷灯バルブ	90890-43135 (12V20W)	1 個
	スパークプラグ (予備品納品)	LFR5A	4 本
	小型船舶用信号紅炎		1セット (2個)

	作業船「あおの」 (船外機 YAMAHA F80AET)	エンジンオイル	10W-30	5 L
		オイルフィルター	メーカー推奨	1 個
		船外機ギヤオイル	GL-4 #90	0.8L
		グリス	メーカー推奨	適量
		小型船舶用信号紅炎		1セット (2個)
岩屋ダム	巡視船「ささゆり」 (船外機 YAMAHA F50HET)	エンジンオイル	10W-30	2 L
		オイルフィルター	メーカー推奨	1 個
		船外機ギヤオイル	GL-4 #90	0.8L
		グリス	メーカー推奨	適量
		ワイパーゴム	メーカー推奨 (長さ約455mm)	1個
	作業船「いわや」 (船外機 YAMAHA F40FET)	エンジンオイル	10W-30	2 L
		オイルフィルター	メーカー推奨	1 個
		船外機ギヤオイル	GL-4 #90	0.8L
		グリス	メーカー推奨	適量
		小型船舶用信号紅炎		1セット (2個)

第3節 調整及び試運転

点検・整備後は、貯水池内で試運転を行い、機能確認を行うものとする。

第4節 船舶検査代行

次の船舶については、船舶定期検査、中間検査を受験する時期に来ているため、検査に合格するよう事前に船体、エンジン等の点検、調整、試運転、法定備品類の確認等を完了させ、有効期限内に定期検査及び中間検査を受検するものとし、検査申請手続き、検査時の現場対応について船舶検査代行を行うものとする。なお、法定備品類に不足等がある場合は、本業務の設計変更等で対応することがあるため、受注者は事前に協議するものとする。また、検査費用は次の金額を見込んでいるが、料金改定があった場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 巡視船「いしばま」 定期検査（有効期限：令和8年9月30日まで）
検査費用：27,800 円（非課税）
- (2) 作業船「いわや」 中間検査（有効期限：令和9年1月15日まで）
検査費用：17,200 円（非課税）

以 上

船舶仕様一覧表

名 称	巡視船(汽船 いいばま)
場 所	岐阜県恵那市東野字花無山地内

予 算 科 目	款 項	管 理 業 務 費	納 入 者	取 得 価 格	—
	目	阿 木 川 ダ ム 管 理 費	取 得 年 月 日	平成20年11月10日	
	節	船 舶 及 機 械 器 具 費	設 備 重 量	1,016kg	

	名 称	規 格	数 量
主 要 諸 元	形 式	ヤマハ(YF-21 F90)	1 隻
	寸 法	全長7.03m×全幅2.27m×深さ1.21m	—
	定 員	6名	—
	機関出力	4サイクル・ガソリンエンジン 船外機 YAMAHA F90BETX-61P (90ps/5,500rpm)	—
	船舶番号	第243-38272号	—

「船舶全景写真」



名 称	作業船(汽船 あおの)
場 所	岐阜県恵那市東野字花無山地内

予 算 科 目	款 項	管 理 業 務 費	納 入 者	取 得 価 格	—
	目	阿 木 川 ダ ム 管 理 費	取 得 年 月 日	平成16年12月16日	
	節	船 舶 及 機 械 器 具 費	設 備 重 量	650kg (船体のみ)	

	名 称	規 格	数 量
主 要 諸 元	形 式	ヤマハ和船(W-25CF)	1 隻
	寸 法	長さ6.82m×幅2.46m×深さ0.84m	—
	定 員	11名	—
	機関出力	4サイクル・ガソリンエンジン 船外機 YAMAHA F80AETL-67G (80ps/5,000rpm)	—
	船舶番号	第243-36720号	—

「船舶全景写真」



船舶仕様一覧表

名 称	巡視船(汽船 ささゆり)
場 所	岐阜県下呂市金山町卯野原地内

予 算 科 目	款 項	目 節	納 入 者	取 得 価 格	取 得 年 月 日	設 備 重 量
	管 理 業 務 費			—		
	阿 木 川 ダ ム 管 理 費				平成25年2月21日	
	船 舶 及 機 械 器 具 費					675kg (船体のみ)

	名 称	規 格	数 量
主 要 諸 元	形 式	日産マリン・FPY630THT (WF-21)	1 隻
	寸 法	全長5.75m×全幅2.08m×深さ1.05m	—
	定 員	6名	—
	機関出力	4サイクル・ガソリンエンジン 船外機 YAMAHA F50HETX-6C1 (50ps/6,000rpm)	—
	船舶番号	第280-39153号	—

「船舶全景写真」



名 称	作業船(汽船 いわや)
場 所	岐阜県下呂市金山町卯野原地内

予 算 科 目	款 項	目 節	納 入 者	取 得 価 格	取 得 年 月 日	設 備 重 量
	管 理 業 務 費			—		
	阿 木 川 ダ ム 管 理 費				平成23年10月18日	
	船 舶 及 機 械 器 具 費					474kg (船体のみ)

	名 称	規 格	数 量
主 要 諸 元	形 式	ヤマハ和船W-20PH(GNO)	1 隻
	寸 法	長さ5.56m×幅1.92m×深さ0.73m	—
	定 員	6名	—
	機関出力	4サイクル・ガソリンエンジン 船外機 YAMAHA F40FETL-6BGK (40ps/6,000rpm)	—
	船舶番号	第240-63451号	—

「船舶全景写真」



別紙ー2 点検チェックシート

船 名		実 施 者	
船 舶 番 号		点 検 日	令和 年 月 日

区分	点検箇所	点検内容	点検結果	備 考
船 体	全般	損傷状態		
	燃料タンクルーム	損傷状態、開閉具合		
	バッテリールーム	損傷状態、開閉具合		
	ドレンプラグ類	キャップ取付状態、パッキン状態		
	防舷材	取付状態		
	係留金具	取付状態		
	水上確認	安定状態・喫水状態		
船 外 機	全般	損傷状態		
	ボルト類	取付ボルト・ナット・ネジ等の状態		
	塗装状況	塗膜状態		
	防食垂鉛	消耗状況		
	トリムタブ	消耗状況、取付状況		
	リコイルスタータ	作動確認、ロープ状態		
	ベルト	消耗状況、張り		
	キャブレタ	作動確認、調整		
	スパークプラグ	電極状態、清掃、調整		
	給油状態	各部グリス給油実施		
	エンジンオイル	量、油質、漏油		
	ギヤオイル	オイル状態		
	冷却水系統	冷却水量、詰まり、漏水、取入口清掃		
	プロペラ	損傷状態		
	プロペラシャフト	損傷状態、漏油		
	チルト機構	作動確認		
	アイドリング状態	アイドリング回転数確認、調整		
燃 料 系 統	燃料配管類	ホース・接続部の状態、漏油		
	エンジン燃料フィルタ	損傷状態、清掃		
	ガソリンタンク燃料フィルタ	損傷状態、清掃		
	ガソリンタンク	損傷状態、漏油、燃料計		
	オイルタンク	損傷状態、漏油、ドレン排水		
電 気 系 統	バッテリー	損傷状態、液面、電圧、端子の締め付け状態		電圧計測: V
	バッテリーターミナル	清掃状態、接続状態		
	各配線	損傷状態、接続状態		
	電源スイッチ	損傷状態、作動状態		
	ヒューズ	取付状態		
操 作 装 置	操舵機	作動確認		
	クラッチレバー	作動確認		
	スロットルレバー	作動確認		
	緊急停止スイッチ	作動確認		
	ケーブル・配管	被覆状態、漏油		
付属設備	ワイパー、船灯等	動作確認、損傷状態		
全体	総合試運転	実運転による動作確認		

点検記号 異常なし:○ 異常あり:×(備考欄に内容記載) その他交換、調整等実施時には備考欄に記載

区分	点検箇所	必要数量	確認結果	備 考
法定 備 品 数 量	係船索(ロープ)	2本		
	アンカー(錨)、アンカーチェーンまたは索(ロープ)	1セット		
	小型船舶用救命胴衣	定員数		
	小型船舶用救命浮環	1個		
	小型船舶用信号紅煙	1セット(2本)		
	粉末消火器または液体消火器	1個		消防用バケツを備えている場合は1個減じても良い
	排水バケツ	1個		消防用と兼用可
	笛	1個		
	工具(ドライバー、レンチ(モンキーレンチ)、 プライヤー、プラグレンチ)	1個		

点検記号 必要数量あり:レ 必要数量なし: × (備考欄に内容記載)

(備考等)



(参考) 柏谷作業場所

岩屋ダム

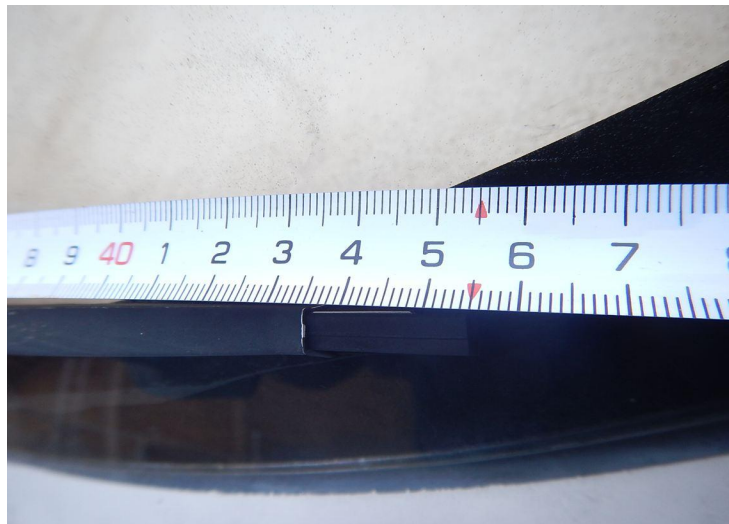
(対象船舶：ささゆり、いわや)



参考図 (1/2)

(ささゆりワイパーゴム計測・状況写真)

長さ 約455mm



参考図 (2/2)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年7月15日に交付された「阿木川・岩屋ダム船舶点検整備業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。